

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税制度の創設に伴う措置			
税 目				
要 望 の 内 容	<p>政府は、2020年に温室効果ガスの25%削減を目標に掲げ温暖化対策に取り組んでいるが、東日本大震災により原子力発電所が被災する中で、今後、温室効果ガスの削減を図りつつ持続可能なエネルギー供給構造を確立することが必要となっている。このため、地域分散型で農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーの生産・利用推進やCO2削減に多大な役割を果たす森林吸収源対策等を推進することが重要となる。</p> <p>また、森林吸収源対策等の財源確保については、平成23年度税制改正大綱において、「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討」するとされたところである。</p> <p>このため、既存エネルギー税制を活用しつつ、再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための化石燃料を対象とした税制措置の創設等により税財源を確保し、その税収の使途に農山漁村における再生可能エネルギー対策や森林吸収源対策、木材利用拡大対策などの必要な施策を位置付けることを要望する。</p> <p><b>【課税の仕組み・税率水準】</b> 以下の既存エネルギー税制の活用等により、税財源を確保する措置を講ずることを要望する。</p> <p>全化石燃料を課税対象としている石油石炭税、「地球温暖化対策のための税」の活用等により、農山漁村における再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策、木材の利用拡大などの多様な地球温暖化対策の歳出に充当する。</p> <p>現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、地球温暖化防止効果を税制上明確に位置づけ、地球温暖化対策を推進する観点から、現行の負担水準を維持し、森林吸収源対策等の地球温暖化対策の歳出に充当する（環境省においても、当該税率のグリーン化を要望）。</p> <p>具体的な税制措置の内容については、これら関連税制を巡る各般の議論等を勘案しつつ年末までに決定する。</p> <p><b>【使途】</b> 以下の施策を対象に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農山漁村における再生可能エネルギー対策</li> <li>・ 森林吸収源対策</li> <li>・ 住宅、公共建築物等における木材利用の促進対策 等</li> </ul>			
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="width: 40%;">— 百万円 ( — 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 ( — 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 ( — 百万円)			

新設・必要とす又は理由延長を	<p>(1) 政策目的</p> <p>政府においては、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという目標の達成を掲げているが、東日本大震災により原子力発電所が被災し電力需給が逼迫しており、化石燃料による火力発電所の稼働増加により電力不足を補っている状況にある。</p> <p>今後、温室効果ガスの削減を図りつつ、持続可能なエネルギー供給構造を確立するために災害時の影響の深刻化が避けられる地域分散型であり、温室効果ガスを発生させない農山漁村におけるバイオマスなどの再生可能エネルギーの生産・利用推進やCO2削減に多大な役割を果たす森林吸収源対策、木材利用拡大対策などの取組を推進する。</p> <p>また、京都議定書の発効に伴い策定された京都議定書目標達成計画に基づき森林吸収源対策を推進し、森林吸収量1,300万炭素トンを確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>温室効果ガスの削減を図りつつ、持続可能なエネルギー供給体制を確立するためには、農山漁村に広く賦存するバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素の吸収源対策としての森林吸収源対策、排出削減対策としての木材利用拡大対策を強力に推進することが重要である。</p> <p>このため、その税収の使途として、これらの対策を位置づける必要がある。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>—</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>—</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>化石燃料への課税による温室効果ガスの削減に加え、確保した税収を再生可能エネルギーの生産・利用の推進、森林吸収源対策等に使うことで、持続可能なエネルギー供給構造の確立や温室効果ガス削減への二重の効果が期待できる。</p> <p>このため、総合的な検討を進めた上、必要な税制上の措置を講ずるとともに、その税収の用途として農山漁村における再生可能エネルギー対策や森林吸収源対策、木材利用拡大対策等を位置づけることは妥当である。</p>
効果に関連する事項 これまでの租税特別措置の適用実績と	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>環境税（地球温暖化対策税）については、森林吸収源対策推進のための財源確保の観点から、平成 17 年度税制改正要望以降、これまで 7 年にわたって要望してきたところである。</p> <p>平成 23 年度税制改正大綱において、「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討」とされたところである。</p>	